令和6年度土木工事標準積算基準の改定について

- ●国土交通省が、令和6年2月28日に令和6年度土木工事標準積算基準の改定について発表したところ。
- ●国土交通省の基準改定に伴い、本県においても、下記のとおり改定を行う。

①令和6年4月1日 に改定する基準

- 1) 復興係数・復興歩掛
 - ・復興係数について継続する。(R6係数:共通仮設費1.5 現場管理費1.2)
 - ・復興歩掛(土工)について廃止する。
 - ・機械損料の被災地補正について廃止する。
- 2) 現場管理費の見直し
 - ・時間外労働規制適用を踏まえ、現場管理費率のかさ上げを行う。 (例)河川工事の場合、直工1億円の工事で現場管理費が約1百万円の増(1%増)
- 3) 地質調査業務の諸経費率の見直し
 - ・業務実態を踏まえ、諸経費率のかさ上げを行う。
 - (例) 予定価格3千万円の業務で約4百万円の増(14%増)
- ※上記1)~3)の改定内容について、積算システムの改修を行っているが改修完了は5月になるため、4月起工分について は旧基準で積算し、契約後に新基準を用いて再積算を行い変更契約を行う。
- ②令和6年10月1日 に改定する基準
 - 1) 週休2日補正係数の改定
 - ・工期全体を通しての週休2日達成に対する補正に加え、毎月単位での週休2日達成に対する補正係数を新設する。
 - 2) その他歩掛の改定等
 - ・国や県が行った実態調査を踏まえた歩掛の改定を行う。 (例)新規制定6工種(舗装版削孔工など)、改定22工種(土工など)